官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一）　一
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二）　二
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同三）　三
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産四九）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同五〇）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同五一）
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一二）
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産五二）
○道路に関する件（東北地方整備局五）
〔人事異動〕
内閣
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
産業
日本産業規格（経済産業省）
国家試験
令和八年度衆議院法制局職員採用総合職試験公告（衆議院法制局）
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配四）
〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

財務大臣臨時代理　国務大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分六厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分三厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分三厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘とする。
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分五厘五毛
五年を超え七年以下	年一分六厘五毛
七年を超え八年以下	年一分七厘五毛
八年を超え九年以下	年一分八厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分九厘五毛

償還期限	利率
六年以下	年一分三厘五毛
六年を超え七年以下	年一分四厘五毛
七年を超え八年以下	年一分五厘五毛
八年を超え十年以下	年一分六厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分七厘五毛

十一年を超え十二年以下	年二分五毛
十二年を超え十三年以下	年二分一厘五毛
十三年を超え十五年以下	年二分二厘五毛
十五年を超え十六年以下	年二分三厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分四厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分五厘

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分五厘五毛
五年を超え七年以下	年一分六厘五毛
七年を超え八年以下	年一分七厘五毛
八年を超え九年以下	年一分八厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分九厘五毛

十一年を超え十三年以下	年一分八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分九厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分五毛
十六年を超え十七年以下	年二分一厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分二厘
（新設）	

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分三厘五毛
六年を超え七年以下	年一分四厘五毛
七年を超え八年以下	年一分五厘五毛
八年を超え十年以下	年一分六厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分七厘五毛

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・七五パーセントを超える場合は、年三・七五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・四五パーセントを超える場合は、年三・四五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

十一年を超え十二年以下	年二分五毛
十二年を超え十三年以下	年二分一厘五毛
十三年を超え十五年以下	年二分二厘五毛
十五年を超え十六年以下	年二分三厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分四厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年二分五厘

十一年を超え十三年以下	年一分八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分九厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分五毛
十六年を超え十七年以下	年二分一厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年二分二厘
（新設）	

○財務省・農林水産省告示第三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・七五パーセントを超える場合は、年三・七五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・四五パーセントを超える場合は、年三・四五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四十九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分五厘以内となる資金にあっては、年三分七厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分二厘以内となる資金にあっては、年三分四厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五十号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。

資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分五厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘

資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分二厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分二厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分五厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分五厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分五厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五十一号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分二厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分二厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分二厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分二厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分二厘

その他告示

○総務省告示第十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十日

総務大臣　林　芳正

一　名称　アメリカ合衆国における日米共同統合演習（指揮所演習）参加部隊

二　国外派遣期間　令和八年一月二十一日から令和八年二月七日まで

三　派遣人数（概数）　九十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ハワイ州

○農林水産省告示第五十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和七年十月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和八年一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、七一五、五〇〇円
褐毛和種	一頭につき、六五二、九〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二一八、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、四四八、五〇〇円

○東北地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間
四号及び百四号	青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平五番一二から同町大字剣吉字堤ノ上一六番一まで
供用開始の期日	令和八年一月二十日

図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

人事異動

内　閣

内閣府大臣補佐官に任命する

小野田内閣府特命担当大臣を補佐させる

三上　正裕

式部官長に任命する

式部官長

伊原　純一

願に依り本官を免ずる

清水　俊貴　井垣　洋美　中田　宏

藤田まり絵　井登　美奈　大野万紀子

藤崎　彩菜　吉見　珠美　岡田　真生

山部　佑輝　大塚　真史　岸田　朋美

上甲有香里　坪田　良佳　田村　乃奈

土屋　利英　小野　香里　木内　悠介

摸利　純史

島﨑　早織　島﨑　航　岡村　祐衣

大竹　文香　加納　紅実　増崎　浩司

松浦　佑樹　松浦　絵美　中山さほ子

松野　豊　足立　賢明　中澤　崇晶

田屋　茂樹　彦田まり恵　津田　葉月

内藤　秀介　細包　寛敏　田中　慶太

（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事

下山　雄司

（同）同

平井美衣瑠

（東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）同

葛西　正成

（横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補・横浜簡易裁判所判事）同

野田　翼

（さいたま家庭裁判所判事補兼さいたま地方裁判所判事補・熊谷簡易裁判所判事）同

藤田　一真

（静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補・浜松簡易裁判所判事）同　池田　実里
（長野地方裁判所判事補兼長野家庭裁判所判事補・伊那簡易裁判所判事）同　木村　洋一
（新潟地方裁判所判事補兼新潟家庭裁判所判事補・新潟簡易裁判所判事）同　石黒　瑠璃
（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・岸和田簡易裁判所判事）同　土田　美弥
（京都地方裁判所判事補兼京都家庭裁判所判事補・宮津簡易裁判所判事）同　丸谷　昂資
（京都家庭裁判所判事補兼京都地方裁判所判事補・京都簡易裁判所判事）同　道垣内正大
（神戸家庭裁判所判事補兼神戸地方裁判所判事補・神戸簡易裁判所判事）同　増山　香織
（奈良地方裁判所判事補兼奈良家庭裁判所判事補・葛城簡易裁判所判事）同　坂本　桃
（奈良地方裁判所判事補兼奈良家庭裁判所判事補・五條簡易裁判所判事兼吉野簡易裁判所判事）同　澤口　舜
（大津地方裁判所判事補兼大津家庭裁判所判事補・大津簡易裁判所判事）同　松井馨太朗
（津地方裁判所判事補兼津家庭裁判所判事補・熊野簡易裁判所判事兼尾鷲簡易裁判所判事）同　横井　千穂
（福井地方裁判所判事補兼福井家庭裁判所判事補・福井簡易裁判所判事）同　武藤沙恵子
（岡山家庭裁判所判事補兼岡山地方裁判所判事補・津山簡易裁判所判事）同　工藤　優希
（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・福岡簡易裁判所判事）同　菅原　光祥
（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・小倉簡易裁判所判事）同　小野　あや

（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・久留米簡易裁判所判事）同　大澤　貴司
（熊本家庭裁判所判事補兼熊本地方裁判所判事補・熊本簡易裁判所判事）同　戸部　友希
（熊本家庭裁判所判事補兼熊本地方裁判所判事補・八代簡易裁判所判事）同　松本　啓裕
（宮崎地方裁判所判事補兼宮崎家庭裁判所判事補・延岡簡易裁判所判事）同　都築健太郎
（宮崎家庭裁判所判事補兼宮崎地方裁判所判事補・都城簡易裁判所判事）同　宮田　裕平
（那覇地方裁判所判事補兼那覇家庭裁判所判事補・石垣簡易裁判所判事）同　片岡　顕一
（福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補・会津若松簡易裁判所判事）同　本村　理絵
（福島家庭裁判所判事補兼福島地方裁判所判事補・いわき簡易裁判所判事）同　内村　諭史
（弘前簡易裁判所判事・青森家庭裁判所判事補兼青森地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　楠山　喬正
（函館地方裁判所判事補兼函館家庭裁判所判事補・函館簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　大門真一朗
（松山地方裁判所判事補兼松山家庭裁判所判事補・西条簡易裁判所判事）同　田中久仁彦
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）　伊藤　昌代
（東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補）判事補　篠原　優斗
（同）同　新川梨容子
（同）同　袖山　佳人
（同）同　東郷　将也
（同）同　友近　仁洸
（同）同　鳥居　孟司
（同）同　丹羽　健悟
（同）同　野本　亮

（同）同　林　信吾
（同）同　平墳　優佳
（同）同　三井みのり
（同）同　矢﨑　啓太
（同）同　山嵜　優介
（同）同　山本　希美
（同）同　吉田　沙羅
（同）同　鷲尾　透弥
（横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補）同　安藤　幸歩
（同）同　柴田　康平
（同）同　関口　遼介
（同）同　宮内　初音
（さいたま地方裁判所判事補兼さいたま家庭裁判所判事補）同　安原　駿
井山　奈央
志村　塔子
髙橋　粒
（千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補）同　中村　大樹
中村日向子
坊　直徹
松岡　弘道
（水戸地方裁判所判事補兼水戸家庭裁判所判事補）同　福岡　歳朗
（宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮家庭裁判所判事補）同　加藤　潤也
小島　惇史
（前橋地方裁判所判事補兼前橋家庭裁判所判事補）同　小川　梢
藤井　貴洋
南　里紗子
（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補）同　黒川　真吾
髙矢　輝乃
田崎　里歩
土肥　大致
堀田　らな
松浦紗也佳
吉田　純
（京都地方裁判所判事補兼京都家庭裁判所判事補）同　尾﨑　晴菜
中谷　洸
法花　義与
（神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補）同　齋藤　あき

（同）同　白浜　菜央
（奈良地方裁判所判事補兼奈良家庭裁判所判事補）同　石丸　貴大
（名古屋地方裁判所判事補兼名古屋家庭裁判所判事補）同　荒田　航希
（同）同　境　歩美
（同）同　関和　寛史
（同）同　中村　憧子
（津地方裁判所判事補兼津家庭裁判所判事補）同　後藤　寛樹
（岐阜地方裁判所判事補兼岐阜家庭裁判所判事補）同　安藤　大祐
（同）同　小林　昂平
（福井地方裁判所判事補兼福井家庭裁判所判事補）同　田中　宏明
（金沢地方裁判所判事補兼金沢家庭裁判所判事補）同　野原　顕
（富山地方裁判所判事補兼富山家庭裁判所判事補）同　相島　圭介
（広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事補）同　森谷ののか
（岡山地方裁判所判事補兼岡山家庭裁判所判事補）同　工藤　光大
杉浦　一輝
（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補）同　荒木　克仁
中元　隆太
（大分地方裁判所判事補兼大分家庭裁判所判事補）同　小野あゆみ
（熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補）同　若松　亮太
（仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事補）同　髙橋祐梨子
（福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補）同　小沼　友美
（盛岡地方裁判所判事補兼盛岡家庭裁判所判事補）同　猪狩翔太郎
（札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補）同　木下　颯
（同）同　小町　勇祈
（同）同　小松　美緒
（同）同　畑中　胡春
（高松地方裁判所判事補兼高松家庭裁判所判事補）同　大木　若菜
（徳島地方裁判所判事補兼徳島家庭裁判所判事補）同　春貴　隆
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上一月十六日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する
（和歌山工業高等専門学校名誉教授）
吉川　壽洋

従四位に叙する
荻原　勝　小野　忠彦　河先　進

従五位に叙する（各通）
伊計　光義　浦野　博司　河口　陽一
藤上　惠三　堀江　光明

正六位に叙する（各通）
安東　邦夫　伊賀上貞利　池田　英行
大田　通祥　掛川　登　上戸　誠次
幸林　周逸　後藤　昭吾　武田吉太郎
永谷　格夫　長谷川清昭　原口　正美
福田　一正　宮崎　徹

従六位に叙する（各通）
寒河江純司

正七位に叙する（以上七年十二月十一日）
（徳島大学名誉教授）
金品　昌志

正四位に叙する
岩井　武　大谷　喜男　鴨志田　太
木代　俊道　坂田　喜信　清水　昭一
田代　勇

正六位に叙する（各通）
安達佳久男　岩下　保　岡　幹雄
岡部　宏　尾城　和雄　木森　重勝
田村　靖一　眞島　修一　道上　外人

従六位に叙する（各通）
玉造　福壽　松田　史郎

従七位に叙する（各通）（以上七年十二月十二日）
瀬戸　正胤

従四位に叙する
平岡　克也

従五位に叙する
岩村　好美
加藤　雄三
東内　省藏
成田　友治
藤澤喜一郎
松野　孝明

正六位に叙する（各通）
白井　皓三　瀬田　良宏
鳥本　優至　中野　敬生
信重　勝人　原田　稔
前島　正治　町田　研志

従六位に叙する（各通）
大塚　正膽　佐藤　實　南條　裕

正七位に叙する（各通）（以上七年十二月十三日）
上原　直
和田　憲二
梶田　靜男

従五位に叙する
正六位に叙する
淺野　馨　大石　之治
櫛田　道夫　山崎　清隆

従六位に叙する（各通）
川本　克己

正七位に叙する（以上七年十二月十四日）
齊藤　均

従五位に叙する
大谷　弘義

正七位に叙する（以上七年十二月十五日）
北澤　宏

正六位に叙する（七年十二月十六日）
落合　秀雄

従六位に叙する（各通）
島津　幸廣

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十二月十二日）
（岩手県奥州金ケ崎行政事務組合消防司令）
及川　正範

従七位に叙する（以上七年十二月十七日）

○叙勲

瑞宝双光章を授ける（各通）（七年十二月十一日）
浦野　博司　小野　忠彦
河口　陽一　寒河江純司
大谷　喜男　木代　俊道
清水　昭一　田代　勇　松田　史郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
岡　幹雄　玉造　福壽

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十二月十二日）
平岡　克也

瑞宝小綬章を授ける
岩村　好美　佐藤　實　鳥本　優至

瑞宝双光章を授ける（各通）
大塚　正膽

瑞宝単光章を授ける（以上七年十二月十三日）
小野　輝雄　山崎　清隆

瑞宝双光章を授ける（各通）
上原　直

瑞宝単光章を授ける（以上七年十二月十四日）
齊藤　均　大谷　弘義

瑞宝双光章を授ける（七年十二月十五日）
（岩手県奥州金ケ崎行政事務組合消防司令）
及川　正範

瑞宝単光章を授ける（七年十二月十七日）

皇室事項

歌会始の儀

一月十四日午前十時三十分、宮中において、歌会始の儀を行われた。

御製、御歌、皇族の詠進歌、召人、召人控及び選者の詠進歌並びに選歌は、次のとおりである。

御　製

天空にかがやく明星眺めつつ新たなる年の平安祈る

皇后宮御歌

メダル掛け笑顔明るき選手らに手話で伝へる祝ひのことば

皇　嗣

夜明け前一番鶏の鳴く声にアンルーナイの一日始まる

皇嗣妃

雨降れば部屋で工作紙芝居「あそびのひろば」は明るい広場

愛子内親王

日本語を学ぶラオスの子どもらの明るき声は教室に満つ

彬子女王

ブラジルと日本で会つた子どもらの明るい未来幸せ願ふ

佳子内親王

薄明かり黄昏とんぼは橋のうへ青くつきりと俊敏に飛ぶ

悠仁親王

夕暮れて富士登山する人多く列なす明りうごきゆく見ゆ

承子女王

江戸川に打ち上げられし満開の花火明るし笑顔眩しき

召　人

ピーター・J・マクミラン

祖父宮（おほぢみや）の語りたまひし異国（とつくに）の砂の文明間近に迫る

召人控

佐渡島ほのぼの白く明けゆきて餌場に朱鷺の舞ひ降りきたり

上野　誠

御柮山（みそまやま）明るむ天（あめ）に柮人の声ひびきたり「一本（いつぽん）寝るぞ」

あな尊（たふと）茜に雲は染まりをり明日船出を言祝（ことほ）ぐがごと

うるほひを含む大空の明るさがもう移ろひの季節と告げる

また俺を置いていくのか明晰夢と知りつつ言へばふつと笑ひぬ

東京に日出国新聞とふありて号外も出す明治なりける

明け方のすべての音を引き連れて今し列車は鉄橋わたる

さざんくわの幹しらじらと立ちてをりきその夜ありし月の明かりに

選　歌（詠進者生年月日順）

大地震にたふれし明日檜の年輪を百までかぞふ製材前に

訪ふたびに明日は行くと言ひし子の席空きしまま授業終へたり

夜明け前この世の息を吸ひ初めしみどり児腕に子は父となる

スクリーンに明朝体の文字並びチョークの音のしない教室

停電の長びく夜に寡黙なる父が星座に明るきを知る

演劇部照明係の娘が照らす舞台のベンチをカメラに収む

静かなり一夜で変はる北の町障子戸越しの雪明りかな

せがまれし地雷処理車の説明にながくなるよと前置きをせり

真つ青な菜紺あり文明は川より生まれ出づるをおもふ

明礬の再結晶の実験は君への恋を形にしてる

御答信

天皇陛下から令和七年十一月二十七日フィリピン大統領閣下へ発せられた御見舞電報に対し、一月五日御答信があった。

選　者　三枝昴之

選　者　永田和宏

選　者　今野寿美

選　者　栗木京子

選　者　大辻隆弘

石川県　室木正武

京都府　中川文和

東京都　八木訓子

茨城県　菅野公子

青森県　坂本美弦

埼玉県　穐山順子

新潟県　鈴木好行

石川県　和田実希

神奈川県　新堀笙子

新潟県　本間優大

御答電

天皇陛下から令和七年十一月四日タイ国王陛下へ発せられた御弔電に対し、一月五日御答電があった。

天皇陛下から令和七年十二月十六日コートジボワール大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月五日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号及び百四号

(三) 占用を制限する区域　青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平五番一二から同町大字剣吉字堤ノ上一六番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年一月二十日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
佐伯市直川大字上直見字大境向山一五九二番二から同市直川大字上直見字大境向山一五九八番一までの区間	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年一月二十一日
(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

産　業

日本産業規格

令和８年１月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年１月20日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小野田紀美

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

低圧電気設備―第７―710部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項―医用場所	C 0364―７―710
電気機械器具の外郭による保護等級（ＩＰコード）	C 60529

（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

定格電圧450／750Ｖ以下の電気ケーブル試験方法	C 63294

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

くぎ	A 5508
コンクリート用火山ガラス微粉末	A 6209
滑り軸受―巻きブシュ―第２部：外径・内径の算出に必要なデータ及び図示方法	B 1584―２
滑り軸受―巻きブシュ―第５部：外径の測定方法	B 1584―５
滑り軸受―巻きブシュ―第６部：内径の測定方法	B 1584―６
滑り軸受―巻きブシュ―第７部：薄肉ブシュの肉厚の測定方法	B 1584―７
金属材料のシャルピーＶノッチ衝撃試験―計装化シャルピー衝撃試験機	B 7755
円筒形多層圧力容器―第２部：特定規格	B 8248―２
ガスヒートポンプ冷暖房機	B 8627
低圧電気設備―第７―702部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項―水泳プール及び噴水	C 0364―７―702
低圧電気設備―第７―708部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項―キャラバンパーク，キャンピングパーク及び類似の場所	C 0364―７―708
電力量計（変成器付計器）―第２部：取引又は証明用	C 1216―２
交流電子式電力量計―精密電力量計及び普通電力量計―第２部：取引又は証明用	C 1271―２
交流電子式電力量計―超特別精密電力量計及び特別精密電力量計―第２部：取引又は証明用	C 1272―２
交流電子式無効電力量計―第２部：取引又は証明用	C 1273―２
最大需要電力計―第２部：取引又は証明用	C 1283―２
照明器具―第２―２部：埋込み形照明器具及び埋込み形空調照明器具に関する安全性要求事項	C 8105―２―２
表面化学分析―全反射蛍光Ｘ線分析法（ＴＸＲＦ）によるシリコンウェーハ表面汚染元素の定量方法	K 0148
表面化学分析―シリコンウェーハ表面からの金属の化学的回収方法及び全反射蛍光Ｘ線（ＴＸＲＦ）分析法による定量方法	K 0160
プラスチック―ポリウレタン原料芳香族イソシアネート試験方法―第４部：トルエンジイソシアネート（ＴＤＩ）の異性体比率の求め方	K 1603―４
防せい（錆）油	K 2246
軟質発泡材料―第９部：抗菌効果の求め方	K 6400―９
プラスチック―比較可能なマルチポイントデータの取得及び提示―第３部：特性への環境影響	K 7141―３
適合性評価―日本産業規格への適合性の認証―分野別認証指針（プレキャストコンクリート製品）	Q 1012
包装用布粘着テープ	Z 1524

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

電気機械器具の外郭による保護等級（ＩＰコード）	C 0920
定格電圧450／750Ｖ以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第２部：試験方法	C 3662―２
定格電圧450／750Ｖ以下のゴム絶縁ケーブル―第２部：試験方法	C 3663―２
照明器具―第２―19部：空調照明器具に関する安全性要求事項	C 8105―２―19

国家試験

令和８年度衆議院法制局職員採用総合職試験公告

令和８年度衆議院法制局職員採用総合職試験について次のとおり告知する。

令和８年１月20日　　衆議院法制局

１　試験の名称　衆議院法制局職員採用総合職試験

２　職務内容等　衆議院法制局は、立法活動を中心として議員の活動を法制面から補佐するために置かれている機関で、議員発議の法律案・修正案及び委員会提出の法律案の立案の補佐、委員会の命による法制に関する予備的調査、議員等からの依頼による法制に関する調査等を行う。

議会において広範な国民の声を代表する国会議員が行う新たな立法政策の提案等を的確に補佐するには、既存の固定観念にとらわれない柔軟性と構想力が要求される。したがって、職員には、法制的な知識は当然に必要だが、それにとどまらず、深い知的好奇心に裏打ちされた広くバランスのとれた知識、教養が求められる。また、依頼者との正確かつ緊密な意思疎通が不可欠であり、十分なコミュニケーション能力をもった人材であることも求められる。

３　採用及び待遇

⑴　採用予定人員　若干名

⑵　採用予定年月日　令和９年４月１日

⑶　待遇　初任給は行政職給料表㈠２級１号給で、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）に合格し、採用された政府職員と同待遇。

大学卒業後、法科大学院等の大学院修了者については学歴加算、社会人としての勤務経験を積んだ者については経験年数等に応じた職歴加算の制度がある。

4　受験資格

⑴　受験資格

①　平成８年４月２日から平成17年４月１日までに生まれた者

②　平成17年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ａ　大学を卒業した者及び令和９年３月までに大学を卒業する見込みの者

ｂ　衆議院法制局長がａに掲げる者と同等の資格があると認める者

⑵　次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。

①　日本の国籍を有しない者

②　国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者

5　試験内容

⑴　第１次試験

①　試験日　令和８年３月８日（日）

②　試験地　東京都及び京都市

③　試験内容

ａ　基礎能力試験（文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能並びに社会、人文及び自然に関する一般知識）(多肢選択式)

ｂ　専門試験（憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学）(多肢選択式)

④　合格者発表　令和８年３月13日（金）

⑵　第２次試験（第１次試験合格者に対して行う。）

①　試験日　令和８年３月20日（金・祝）

②　試験地　東京都

③　試験内容

ａ　論文試験　憲法（１題）、行政法（１題）、民法（１題）

ｂ　面接試験　なお、面接試験の参考とするため、性格検査を実施する。

④　合格者発表　令和８年３月30日（月）その際、合格者には、第３次試験の試験日を個別に指定する。

⑶　第３次試験（第２次試験合格者に対して行う。）

①　試験日　指定する日

②　試験地　東京都

③　試験内容

ａ　口述試験　憲法を中心とする法律問題

ｂ　面接試験

④　最終合格者発表　令和８年４月中に各人に合否を通知する。

6　受験手続

⑴　第１次試験

①　申込方法

受験申込は原則インターネットによる。

衆議院法制局ホームページからインターネット応募サイトにアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力し、送信すること。

詳細については、衆議院法制局ホームページに掲載する。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、申込受付期間内に申し出ること。

②　受付期間

令和８年１月23日(金)から２月24日(火)まで

※　受付期間中に申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

⑵　第２次試験

第２次試験の受験の際には、事前に面接カードを提出すること。面接カードの提出方法については、第１次試験合格者発表時に合格者に知らせる。

⑶　第３次試験

第３次試験の受験の際に、大学を卒業した者又は卒業する見込みの者は大学の卒業証明書又は卒業見込証明書及び成績証明書（大学院を修了した者又は大学院生の場合は、大学院の修了証明書又は修了見込証明書及び成績証明書も併せて）、その他の者は大学の成績証明書の内容に相当するものを提出すること。いずれも、試験当日に持参すること。

⑷　その他

①　試験の詳細については、衆議院法制局ホームページを参照すること。

②　受験に際し、病気、負傷や障害等により何らかの措置を必要とする場合は、受験申込時にその旨を申し出ること。

7　問合せ先

衆議院法制局法制企画調整部総務課（衆議院第二別館９階）〒100―0014　東京都千代田区永田町１―７―１　Tel　03―3581―1570

E-mail　sk0008@shugiinjk.go.jp

※　添付ファイルは受け取れないので注意すること。

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和八年一月五日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年一月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

養父市（八鹿町小佐の一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（奥米地の一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（建屋及び能座の各一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（万久里の一部）の地籍図及び地籍簿

豊岡市（出石町荒木２０１５）の地籍図及び地籍簿

〃　（但東町西谷２０１６）の地籍図及び地籍簿

朝来市（田路の一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（上八代の一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（和田山町筒江の一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（佐嚢の一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（和田山町久留引・和田山町殿・和田山町安井・和田山町加都の各一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（山東町末歳の一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（和田山町白井の一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（和田山町竹ノ内の一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（和田山町寺谷の一部）の地籍図及び地籍簿

〃　（多々良木の一部）の地籍図及び地籍簿

公　　告

諸　事　項

適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分の公告

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第２条第２項の規定により特例業務届出者とみなして適用される金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じた適格機関投資家等特例業務届出者の氏名等
・商号又は名称　セノーテキャピタル株式会社
・住所又は所在地　東京都中央区築地２―15―15セントラル東銀座709号
２．業務廃止命令年月日
令和７年12月23日

令和８年１月20日

関東財務局長　後藤　健二

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和６年（ヒ）第１６号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目24番５号
清算株式会社　株式会社菊地漆器
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第１４号
香川県木田郡三木町大字井戸621番地１
清算株式会社　株式会社ＰＳＫ
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２０５６号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社キバタン
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００７号
横浜市鶴見区矢向６丁目６番13号
清算株式会社　株式会社川崎管財
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第３０３４号
大阪府交野市幾野６丁目33番２号
清算株式会社　エスケー株式会社
１　決定年月日　令和７年12月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１６号
徳島県徳島市問屋町52番地
清算株式会社　株式会社アロー
１　決定年月日　令和８年１月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和八年一月二十日
　掲載頁　二頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和八年一月二十日
　掲載頁　二頁

令和八年一月二十日
栃木県さくら市早乙女二〇六八番地
（甲）株式会社ＭＧＣマネイジメント
代表取締役　長谷川孝之
栃木県芳賀郡芳賀町大字給部三一三番地
（乙）株式会社芳賀ファーム
代表取締役　芳賀　琴葉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://anipos.co.jp/company-information/public-notice/
令和八年一月二十日
東京都千代田区麹町三丁目二番地垣見麹町ビル別館四階
（甲）ＡＰホールディングス株式会社
代表取締役　徳永　康雄
広島市安佐南区大町西一丁目一二―一一
（乙）株式会社アニポス
代表取締役　大川　拓洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ko-koku.jp/
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和八年一月二十日
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
（甲）ＴＦホールディングス株式会社
代表取締役　松岡　修
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
（乙）ＴＦ２ホールディングス株式会社
代表取締役　松岡　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.axa-im.co.jp/
（乙）https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/
令和八年一月二十日
東京都港区白金一丁目一七番三号
（甲）アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
代表取締役　ローラン・ジャックマン
東京都千代田区丸の内一丁目九番一号グラントウキョウノースタワー
（乙）ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
代表取締役　土岐　大介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年一月十三日
　掲載頁　五十七頁（号外第六号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年一月十三日
　掲載頁　五十五頁（号外第六号）
令和八年一月二十日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番一一号
（甲）株式会社コスギ
代表取締役　小杉佐太郎
東京都渋谷区代官山町二番三号
（乙）株式会社マニフェストディストニー
代表取締役　中澤　啓至

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年六月二十七日
　掲載頁　一七一頁（号外第一四六号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和八年一月七日
　掲載頁　九十三頁（号外第三号）
令和八年一月二十日
東京都千代田区神田錦町一丁目一三番地大手町宝栄ビル七〇一号
（甲）株式会社ラフトシステム
代表取締役　市原　雄爾
東京都港区西新橋三丁目二三番六号第一白川ビル四階Ｂ二
（乙）ライトニング株式会社
代表取締役　藤代　賢一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.niigata-subaru.co.jp/company/epublicnotice.html
（乙）https://www.subaru-shinshu.co.jp/company/epublicnotice.html
（丙）https://www.hokuriku-subaru.co.jp/company/epublicnotice.html
令和八年一月二十日
新潟県新潟市西区山田二三〇七番地
（甲）新潟スバル自動車株式会社
代表取締役　小島　敦
長野県長野市若里四丁目一四番二八号
（乙）スバル信州株式会社
代表取締役　川田　雅夫
石川県金沢市泉本町三丁目一〇二番地
（丙）北陸スバル自動車株式会社
代表取締役　長谷川謙一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月三十日
掲載頁　一三三頁（号外第二一九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月三日
掲載頁　一〇七頁（号外第二二二号）
令和八年一月二十日
長野県須坂市大字小島一四七六番地一六二
（甲）株式会社みすず精工
代表取締役　丸山　佳成
長野県諏訪郡下諏訪町高木八九四三番地
（乙）株式会社エルク
代表取締役　丸山　佳成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.nankai.co.jp/group/nms/koukoku/nankai-fs.html
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十九日
掲載頁　一七九頁（号外第一三六号）
令和八年一月二十日
大阪市中央区難波五丁目一番六〇号
（甲）南海フードシステム株式会社
代表取締役　**真**貝征志郎
大阪府堺市南区茶山台一丁二番一号泉ヶ丘センタービル
（乙）泉鉄産業株式会社
代表取締役　村上　敏也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.daiei.co.jp/corporate/ir/koukoku.html
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月十九日
掲載頁　二十三頁

令和八年一月二十日
神戸市中央区港島中町四丁目一番一
（甲）株式会社ダイエー
代表取締役　西峠　泰男
大阪市北区天神橋二丁目三番一六号
（乙）株式会社光洋
代表取締役　西峠　泰男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月九日
掲載頁　一五三頁（号外第五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月九日
掲載頁　二十九頁（第一六二三号）
（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月九日
掲載頁　一五一頁（号外第五号）
令和八年一月二十日
兵庫県芦屋市打出小槌町八番一五号二階
（甲）株式会社アイ・キューブ
代表取締役　西原　一将
東京都江東区越中島一丁目一番一号ヤマタネ深川一号館二階
（乙）Ｅａｔｒｅａｔ株式会社
代表取締役　西原　一将
鹿児島市与次郎一丁目一〇番二一号
（丙）ミイル株式会社
代表取締役　西原　一将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月九日
掲載頁　一五三頁（号外第五号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十日
広島県呉市倉橋町七四七番地の五
（甲）倉橋島海産株式会社
代表取締役　西原　一将
広島県呉市倉橋町七四七番地の五
（乙）有限会社大良
代表取締役　西原　一将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に予定しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十三日
掲載頁　五十六頁（号外第六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十三日
掲載頁　五十五頁（号外第六号）
令和八年一月二十日
香川県高松市国分寺町福家甲三七二五番地一
（甲）株式会社フロムファースト・ＨＤ
代表取締役　佐野由紀子
香川県綾歌郡宇多津町大字東分一九三三番地
（乙）丸福株式会社
代表取締役　福島　昌嗣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載頁　六十三頁（号外第一二〇号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載頁　六十三頁（号外第一二〇号）

令和八年一月二十日
愛媛県四国中央市土居町中村六二〇番地一
（甲）株式会社オーブン
代表取締役　疇地　康之
香川県三豊市豊中町本山乙七一二番地八
（乙）株式会社細川食品
代表取締役　疇地　康之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十五日
掲載頁　一四八頁（号外第二八四号）
令和八年一月二十日
福岡県糸島市泊一四五〇番地二
（甲）株式会社ＳＵＢＣＵＬＴＵＲＥ　ＵＮＩＴＥＤ
代表取締役　冨田　祥
福岡市中央区清川二丁目一番二一号三〇二
（乙）株式会社ＮＥＯ　ＦＵＫ
代表取締役　冨田　祥

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む関東地域において行っている小平店、船堀店、東大島店、湘南台店、三ツ境店、海老名店、鴨居店、西台店、新松戸店、武蔵村山店、港南台店及び上溝店で乙が営む事業のうち、デベロッパー事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://www.daiei.co.jp/corporate/ir/koukoku.html
令和八年一月二十日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
（甲）イオンＣＲＥソリューションズ株式会社
代表取締役　岡﨑　龍馬
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
（乙）株式会社ダイエー
代表取締役　西峠　泰男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業のうち専ら環境事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　三一一頁（号外第一六八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　七十頁（号外第一三二号）

令和八年一月二十日
東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号
（甲）シナネン株式会社
代表取締役　小松　良則
埼玉県桶川市鴨川二丁目三番一六号
（乙）シナネンファシリティーズ株式会社
代表取締役　川名　英二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道広尾郡広尾町野塚一四線二一二他における太陽光発電事業、北海道広尾郡広尾町字野塚七六八一二〇他における太陽光発電事業、北海道登別市常盤町六一九一四における太陽光発電事業、北海道根室市厚床二一二五一二における太陽光発電事業、北海道石狩郡当別町字弁華別四三一一八他における太陽光発電事業及び北海道河東郡上士幌町東三線二四九一一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
（甲）ブルーインフラ２４号合同会社
代表社員　ブルーインフラホールディングス２４号一般社団法人
職務執行者　池田　卓也
東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内
（乙）ソーラーマイル合同会社
代表社員　ソーラーマイルホールディングス一般社団法人
職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社クボタのグループ会社（株式会社クボタ、その子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に定義されたものをいう。）及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第五項に定義されたものをいう。）をいい、乙を除く。）に提供する借上寮・借上社宅賃貸借事業（甲子園寮に係る事業を除く。）に関して乙が有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　八十三頁（号外第九十七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十七日
掲載頁　七十六頁（号外第五十三号）

令和八年一月二十日
大阪市浪速区敷津東一丁目二番四七号
（甲）クボタエイトサービス株式会社
代表取締役　道林　悟
東京都中央区八丁堀四丁目二番二号
（乙）平和管財株式会社
代表取締役　田口　和宏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＡｐｐｒｅｎｄｒｅ株式会社（住所新潟県新潟市中央区紫竹山三丁目一一番二七号）に対して当社の資産運用関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十日
新潟県新潟市江南区亀田緑町四丁目二番一五号
有限会社くまちゃん動物病院
代表取締役　熊倉伸太郎

組織変更公告

当社は、総社員の同意により組織変更し、商号を株式会社パートナーとする事にいたしました。

つきましては、この変更に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

令和八年一月二十日
東京都新宿区四谷四丁目一番地小島ビル四〇一　合同会社ＴＦＩコンサルティング
代表社員　鈴木　章

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

令和八年一月二十日
東京都港区赤坂三丁目二番六号赤坂光映ビル五階
羽叶合同会社
代表社員　田中　孝志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
東京都渋谷区神南一丁目一一番四号ＦＰＧリンクス神南五階　合同会社ＣＣエナジー
代表社員　ＴＭＲグループ株式会社
職務執行者　真田　ティ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
東京都世田谷区成城五一一三一三
ナベプロ合同会社
代表社員　渡部　圭哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
東京都新宿区西新宿七丁目五番九一一二〇八号
アライン合同会社
代表社員　野呂　駿介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
東京都中央区東日本橋三丁目三番一七号
Ｒｅ－Ｋｎｏｗ東日本橋四Ｂ
ジェイマットジャパン合同会社
代表社員　大下　甚

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
東京都千代田区外神田三一六一二ＦＨ協和スクエア八〇二
ＪＡＰＡＮＤＣＯ合同会社
代表社員　バレー・フランク・フローレン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
横浜市西区浅間町一丁目四番三号ウィザードビル四〇二　合同会社ライラックｆ.
代表社員　辻　潤一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
神奈川県横浜市港北区箕輪町一一二一一一〇一
合同会社Ｂｉｉ
代表社員　佐藤　央一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社松本商事とします。効力発生日は令和八年三月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月七日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

名古屋市中区新栄三丁目二二―二

合同会社松琉

代表社員　松本　匡史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

大阪市中央区釣鐘町一丁目二番二号

ＦＡＳＴＢＲＥＡＫＳ合同会社

代表社員　佐々木未央

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＳＡＬＴＡＲＩＳＴＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

福岡市城南区七隈三丁目一四番三号

Ｒｉｎｏ．Ｋａｒａ合同会社

代表社員　庄嶋由可利

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社訪問看護ステーションりぼんとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

大分市星和台一丁目一五番二二号

合同会社訪問看護ステーションりぼん

代表社員　酒井　絹恵

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億九九七万九七五〇円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/641237/announces

令和八年一月二十日

東京都文京区本郷七丁目三番一号

株式会社Ｇａｉａｎｉｘｘ

代表取締役　中尾　健人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十七億九千二十四万九千九百五十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十二日

掲載頁　七十七頁（号外第二七九号）

令和八年一月二十日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館五Ｆ

ナオヨシ株式会社

代表取締役　井ノ瀬広和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二百八十五万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十日

東京都千代田区麹町三丁目二番地垣見麹町ビル別館四階

ＡＰホールディングス株式会社

代表取締役　徳永　康雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年一月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月五日

掲載頁　七十一頁（号外第一号）

令和八年一月二十日

東京都港区海岸一丁目六番一―一二〇八号

株式会社オズミック

代表取締役　大倉　節子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千一万二千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　六十六頁（号外第一五〇号）

令和八年一月二十日

東京都千代田区一番町一六番地一

株式会社ＦＯＬＩＯホールディングス

代表取締役　甲斐真一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千三百二十九万八千百五十円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五頁

令和八年一月二十日

東京都渋谷区渋谷一丁目一五番一二号

エクスペリサス株式会社

代表取締役　丸山　智義

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億円（うち資本準備金とする額二億五千二百万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　一一八頁（号外第一四三号）

令和八年一月二十日

東京都港区西新橋二丁目一番一号

マンズワイン株式会社

代表取締役　島崎　大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を令和七年十二月二十六日時点の資本金の額から金四億二千三百三十四万六千五百五十八円減少し、また、令和八年一月三十一日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする種類株式を含む募集株式の発行があった場合には、当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分を減少し、最終的な資本金の額を金一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十六日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　九十三頁（号外第二八六号）

令和八年一月二十日

東京都港区六本木七丁目一四番二三号ラウンドクロス六本木

Ｐｏｌｉｍｉｌｌ株式会社

代表取締役　伊藤あやめ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://cellabhs.co.jp/

令和八年一月二十日

神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目二五番二二号ライフイノベーションセンターＲ四〇七

セラボヘルスケアサービス株式会社

代表取締役　中村　真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億百九十万五百円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.999jp.co.jp

令和八年一月二十日

富山県中新川郡上市町若杉五五番地

北日本製薬株式会社

代表取締役　西村　一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月九日

掲載頁　一五一頁（号外第五号）

令和八年一月二十日

愛知県海部郡飛島村金岡二九番地

株式会社アイエス

代表取締役　石島　昭彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千八百三十万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十日

大阪市北区茶屋町一番三二号

ヤンマーブルーテック株式会社

代表取締役　不破　一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十日

大分県中津市大字上宮永二六〇番地の四

シゲル産業有限会社

取締役　佐藤　洋

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四、二九五、〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　五十三頁（号外第一七九号）

令和八年一月二十日

東京都中央区新川一丁目二二番一二―一一〇二号　New Bridge株式会社

代表取締役　新橋　利憲

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　八十四頁（号外第一六四号）

令和八年一月二十日

福岡市博多区博多駅前二丁目八番一二号

ＪＲ九州アセットマネジメント株式会社

代表取締役　黒木　俊彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億四千百五十九万九千二百九十六円、資本準備金の額を三億八千八万八千八百六十一円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月二十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.fishing-v.jp/

令和八年一月二十日

東京都新宿区西新宿三丁目九番二号

株式会社釣りビジョン

代表取締役　嶋村　安高

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千万円、資本準備金の額を三億八千二百十九万九百四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.cheer-sec.co.jp/rule/electronic-public-notice.html

令和八年一月二十日

東京都中央区新川一丁目一七番二一号

ＣＨＥＥＲ証券株式会社

代表取締役　小林　伸行

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年二月二十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年一月二十日

新潟県柏崎市松美二丁目五番六八号

株式会社柏新商会

代表取締役　吉田　孝継

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月四日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月二十日

愛知県名古屋市中区栄五丁目一三番二一号

ディープラス株式会社

代表取締役　苅谷　大作

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十日

岩手県花巻市上似内六地割一七五番地一

株式会社岩手米飯

代表取締役　小向　淳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十日

名古屋市北区芦辺町三丁目一〇番地

協和建設起業株式会社

代表取締役　鵜飼　誠

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十日

愛知県豊橋市牛川通五丁目七番地の一四

アール電装中部株式会社

代表取締役　早川　史洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十日

兵庫県伊丹市南町二丁目一番三号

伊丹電機工業株式会社

代表取締役　中村　祐一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を六十七億七千五百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年二月二十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

広島観音ロジスティクス特定目的会社

取締役　中村　武

任意清算公告

当社は、令和八年一月九日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

沖縄県中頭郡読谷村字座喜味一九〇七番地三

合資会社朝日産業

代表社員　照屋　正

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十九億四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月十七日

掲載頁　七十二頁（号外第三十一号）

令和八年一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジェイ・エム・オー・ピー・ホールディング特定目的会社　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二十億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　四十九頁（号外第二五八号）

令和八年一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジェイ・エム・オー・ピー・ホールディング特定目的会社　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　四十九頁（号外第二五八号）

令和八年一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジェイ・ユー・ピー・ホールディング特定目的会社　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十六億七千三百八十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和八年一月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九

号株式会社赤坂国際会計内

滋賀湖南特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十四億六百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和八年一月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九

号株式会社赤坂国際会計内

川口安行特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十八億五千四百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和八年一月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九

号株式会社赤坂国際会計内

福岡久山特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十七億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十三日付官報号外第九十一号の八十八頁に掲載されています。

令和八年一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

広島観音ロジスティクス特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三十三億九千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月五日

掲載頁　七十五頁（号外第二四四号）

令和八年一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内

笠ヶ岳特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年十月二十七日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都中央区日本橋本町四丁目四番一四号

長谷川香料株式会社

確定給付企業年金清算人　江波戸崇道

正　誤

令和七年七月三十一日厚生労働省告示第二百十三号（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二ページ上段改正後欄一行目から一一行目及び下段改正後欄一行目から四行目までは次のとおりの誤り。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。

一～二十三　（略）

二十四　オメプラゾール

二十五～九十一　（略）

九十二　ランソプラゾール

九十三～九十六　（略）

同ページ上段改正前欄一行目から一一行目及び下段改正前欄一行目から四行目までは次のとおりの誤り。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。

一～二十三　（略）

（新設）

二十四～九十　（略）

（新設）

九十一～九十四　（略）